

八代農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更に係る事務
取扱要領

平成31年2月19日 農林水産部長専決

第1 趣旨

この要領は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づく経済事情の変動その他情勢の推移により農用地利用計画を変更する必要がある場合の申出に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 農用地利用計画の変更申出

事業計画者は、農用地利用計画の変更を申し出ようとするときは、別表に規定する書類を市長に提出しなければならない。

第3 農用地利用計画変更申出の受付期間

- 1 第2の変更申出の受付期間は、毎年3月1日から3月31日まで及び9月1日から9月30日までとする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、随時受付を行うものとする。

（1）農用地区域への編入を行うもので、農業委員会のあつせん又は買入れ協議等による売買を行う場合、基盤整備事業の受益地とする場合その他上記の受付期間では農業上の不利益があると認められる場合

（2）開発面積が500㎡未満の農業用施設用地への用途変更である場合

- 2 1の規定にかかわらず、八代農業振興地域整備計画の基礎調査及び全体見直しに係る期間が属する年度については、変更申出の受付を行わないことができる。この場合において、市長は、市報、市のホームページ等で周知を行うものとする。

第4 申出案件の審議

- 1 第2により申出のあった案件は、八代市農業振興地域整備促進協議会「専門委員会」（以下「専門委員会」という。）において審議するものとする。

2 1の規定にかかわらず、2ha以上の開発計画及び特に重要な案件については、八代市農業振興地域整備促進協議会（以下「協議会」という。）において審議するものとする。この場合において、協議会の会長は、専門委員会の委員長に意見を求めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

(別表)

1	農用地区域からの除外 (1) 変更申出書 (様式第 1 号) (2) 事業計画書 (参考 1) 計画図 (配置図)、付近見取図、公図 (字図)、土地登記簿謄本 (全部事項証明書) を添付すること。 (3) 規模の妥当性に関する検討資料 (参考 2) (4) 代替性に関する検討資料 (参考 3) (5) 申出地に係る農業関係事業について (様式第 2 号) 国営土地改良事業の受益地である場合は、事業主体 (国、市農地整備課、土地改良区等) と協議し、受益地から除外することが確認できた場合、申出書の写し、回答書等の確認できる書類を添付すること。 (6) 隣接農地所有者の住所・氏名が分かるもの (参考 4) (7) 農業委員等の関係者への説明に係る調書 (様式第 3 号) (8) その他の書類 (該当者のみ) ① 登記簿謄本、定款、事業計画決定に係る議事録等 (事業計画者が法人の場合) ② 始末書 (変更に係る土地が違反転用の場合) (9) その他、市長が必要とする書類
2	農用地区域への編入、用途区分の変更 (農地への変更) (1) 変更申出書 (様式第 1 号) 付近見取図、公図 (字図)、土地登記簿謄本 (全部事項証明書) を添付すること。 (2) 申出地に係る農業関係事業について (様式第 2 号) (3) その他、市長が必要とする書類
3	用途区分の変更 (農業用施設用地への変更) (1) 変更申出書 (様式第 1 号) (2) 事業計画書 (参考 1) 計画図 (配置図)、付近見取図、公図 (字図)、土地登記簿謄本 (全部事項証明書) を添付すること。 (3) 規模の妥当性に関する検討資料 (参考 2) (4) 申出地を選んだ理由を記載した書面 (任意様式) (5) 申出地に係る農業関係事業について (様式第 2 号) (6) 計画地の隣接農地所有者の住所・氏名が分かるもの (参考 4) (7) 農業委員等の関係者への説明に係る調書 (様式第 3 号) (8) その他の書類 (該当者のみ) ① 登記簿謄本、定款、事業計画決定に係る議事録等 (事業計画者が法人の場合) ② 始末書 (変更に係る土地が違反転用の場合)